



令和6年度

子育てのための施設等利用給付に係る

認定申請の案内

幼児教育・保育の無償化

この案内には、高知市における施設等利用給付認定の申請に関する手続きや、必要となる書類等について記載していますので、この内容をよく読んで、認定の申請をしてください。

また、認定後の手続き等についても記載していますので、大切に保管してください。

なお、掲載している内容を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

対象施設

対象事業

- 私学助成幼稚園
- 国立大学附属幼稚園
- 特別支援学校の幼稚部
(私学助成幼稚園, 国立大学附属幼稚園, 特別支援学校の幼稚部は、預かり保育事業を含む)
- 認可外保育施設
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- 子育て援助活動支援事業



高知市の認可保育所等から上記の施設・事業等の利用へ変わる場合は、この申請書の提出が必要です。

※対象施設（事業の実施施設）の一覧は、
高知市保育幼稚園課のホームページでご覧いただけます。



高知市こども未来部 保育幼稚園課

<詳しい内容のお問い合わせ先>

〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号 本庁舎3階

☎ 088-823-4012 (平日8:30~17:15)

< 目 次 >

1	～はじめに～ 施設等の利用に係る無償化給付の対象	P. 1
2	施設等利用給付認定	P. 2～4
3	施設等利用給付認定の申請	P. 5～6
4	施設等利用給付認定を受けた後の注意事項	P. 7
5	施設等の利用に係る無償化給付	P. 8～9
【重要】	認可外保育施設を利用される保護者の皆様への重要なお知らせ	P. 10
<記入例>	申請書の記入例・記入方法	P. 11～12

<綴じ込み> 様式集（認定申請に必要な書類）

すべての世帯で 必要な書類	○ 施設等利用給付認定申請書
保育の必要性を 証明する書類	○ 就労証明書 2部
	○ 求職活動申立書 2部
	○ 診断書
	○ 介護（看護）状況確認書
状況に応じて 必要な書類	○ 復職・採用証明書
	○ 認定申請取下届出書

教育・保育施設等のクラス編成（令和6年度）

クラス	生 年 月 日
5歳児クラス	平成30年(2018年) 4月2日 ～ 平成31年(2019年) 4月1日
4歳児クラス	平成31年(2019年) 4月2日 ～ 令和2年(2020年) 4月1日
3歳児クラス	令和2年(2020年) 4月2日 ～ 令和3年(2021年) 4月1日
2歳児・満3歳児クラス	令和3年(2021年) 4月2日 ～ 令和4年(2022年) 4月1日
1歳児クラス	令和4年(2022年) 4月2日 ～ 令和5年(2023年) 4月1日
0歳児クラス	令和5年(2023年) 4月2日 ～

※クラス年齢は、申請時点での年齢ではなく、毎年4月1日時点での年齢で決まります。
（申請時点で上記のクラス年齢に達していても、4月1日時点での年齢でクラスが決まります。）

1 ～はじめに～ 施設等の利用に係る無償化給付の対象

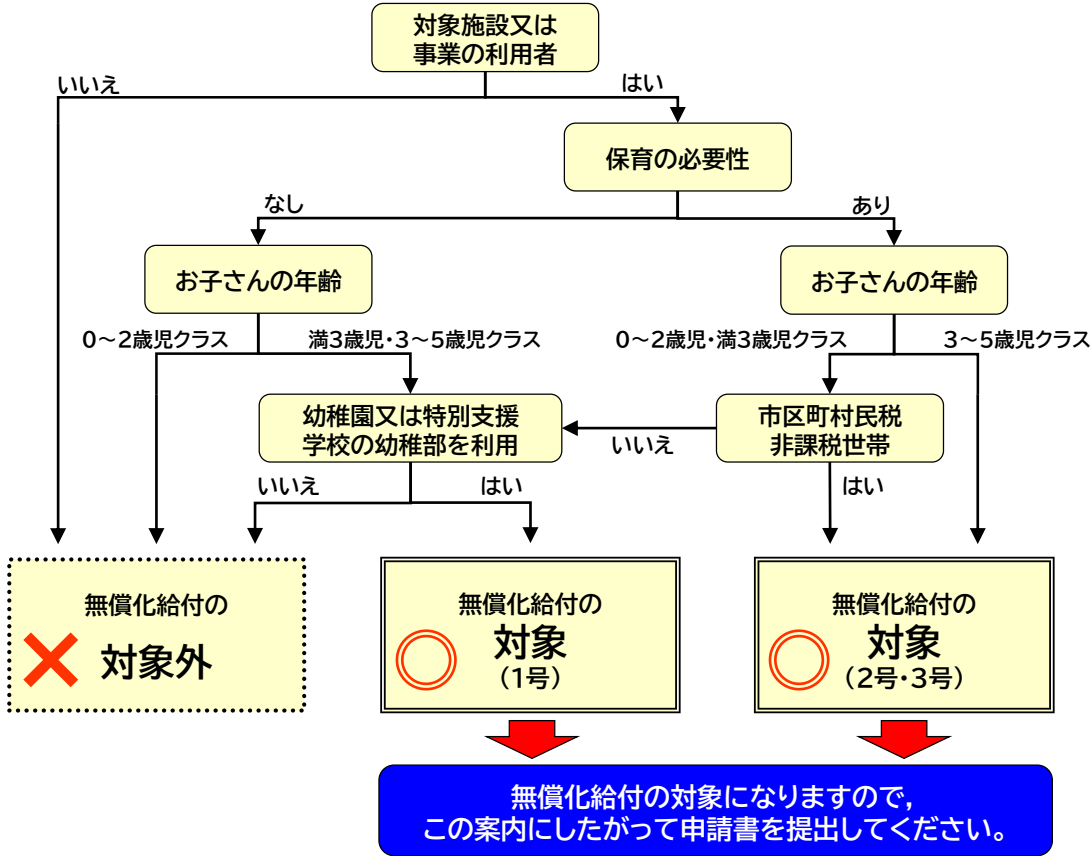
施設等利用給付認定は、施設等を利用するために必要な認定ではなく、施設等の利用に要する利用料への無償化給付を受けるためのもので、無償化給付の対象にならない場合がありますので、はじめにご確認ください。



施設等利用給付認定を受けていないお子さんは、無償化の給付対象となりません。

申請書の受理日より前の日に遡って認定を受けることはできませんので、必ず認定希望日の前に認定の申請をしてください。

～ 申請の前に ～
無償化給付の対象ですか？



項 目	内容の説明
保育の必要性	保護者（父母のいずれも）が「保育を必要とする事由」に該当し、家庭での保育が困難であることをいいます。 詳しくは、3 ページを参照してください。
お子さんの年齢	クラス年齢は、申請時点での年齢ではなく、毎年4月1日時点での年齢で決まります。 詳しくは、前ページを参照してください。
市区町村民税非課税世帯	父母の市区町村民税がいずれも非課税である場合で、4月から8月までは前年度分の、9月から翌年3月までは当該年度分の市区町村民税額で判断します。

2 施設等利用給付認定

施設等利用給付認定とは、保育の必要性等について、一定の条件を満たしたお子さんの特定子ども・子育て支援（預かり保育事業や、認可外保育施設など）の利用料を上限額まで実質無償とするために必要な認定です。

施設等利用給付認定には、お子さんの年齢（クラス年齢）や、保育の必要性等に応じて1号から3号までの認定区分があります。（教育・保育給付認定と区別するために、新1号・新2号・新3号と呼ぶ場合があります。）

1. 認定区分

認定区分は、「お子さんの年齢」と「保育の必要性の有無」によって1号認定から3号認定までに区分されます。

お子さんの年齢が、満3歳クラス以上で保育の必要性がない場合は「1号認定」、保育の必要性がある場合は、クラス年齢に応じて「2号認定（3歳クラス以上）」又は「3号認定（3歳クラス未満）」に分かれます。

教育・保育給付認定の教育認定（1号認定）を受けたお子さんを含み、お子さんの年齢（クラス年齢）に応じて、施設等利用給付認定の2号認定（新2号認定）又は3号認定（新3号認定）を受けることで、預かり保育の利用料が上限額まで実質無償となります。

【子育てのための施設等利用給付認定】

認定区分	対象となる児童	対象となる児童の要件 (すべての条件を満たす必要あり)	保育の 必要性	対象施設・事業
1号認定 (新1号認定)	満3歳クラス以上の児童 ※新2号・新3号に該当しない児童	●満3～5歳児クラス ●保育を必要とする事由がない 又は ●満3歳児クラス ●保育を必要とする事由がある ●市区町村民税課税世帯	不要	●私学助成幼稚園 ●国立大学附属幼稚園 ●特別支援学校幼稚部
2号認定 (新2号認定)	3歳クラス以上で保育が必要な事由に該当する児童	●3～5歳児クラス ●保育を必要とする事由がある	必要	●幼稚園（施設型給付）又は認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育 ●私学助成幼稚園 ●国立大学附属幼稚園 ●特別支援学校幼稚部 ●認可外保育施設 （企業主導型保育施設を除く） ●一時預かり事業 ●病児保育事業 ●子育て援助活動支援事業
3号認定 (新3号認定)	3歳クラス未満で保育が必要な事由に該当する児童 （市区町村民税非課税世帯に限る）	●0～2歳児及び満3歳児クラス ●保育を必要とする事由がある ●市区町村民税非課税世帯		

※対象施設・事業の実施施設の一覧は、高知市保育幼稚園課のホームページでご覧いただけます。

【年齢・課税状況・利用施設に応じた給付認定の種類】

認定区分		教育・保育給付認定 (施設利用のための認定)		施設等利用給付認定 (無償化のための認定)		
年齢区分	世帯区分	認定こども園（幼稚園部分） 幼稚園（施設型給付）		私学助成幼稚園 国立大学附属幼稚園など		認可外 保育施設など
		教育時間のみ	教育時間+預かり保育	教育時間のみ	教育時間 + 預かり保育	
0～2歳児 クラス (満3歳児を除く)	市区町村民税 非課税世帯	—	—	—	—	3号認定 (新3号認定)
満3歳児	市区町村民税 非課税世帯	1号認定	1号認定 + 3号認定 (新3号認定)	1号認定 (新1号認定)	3号認定 (新3号認定)	3号認定 (新3号認定)
	市区町村民税 課税世帯		1号認定		1号認定 (新1号認定) 預かり保育は 無償化の対象外	無償化の 対象外
3～5歳児 クラス	すべての世帯		1号認定 + 2号認定 (新2号認定)		2号認定 (新2号認定)	2号認定 (新2号認定)



2. 保育を必要とする事由

預かり保育事業等を利用し、施設等の利用に係る無償化給付を受けるための施設等利用給付認定の2号認定（新2号認定）・3号認定（新3号認定）が対象

預かり保育事業等の無償化給付を受けるために必要な「施設等利用給付認定（2号認定・3号認定）」を受けるためには、「保育の必要性」が必要で、保護者（父母のいずれも）が「保育を必要とする事由」に該当し、家庭での保育が困難であることが必要です。

保育を必要とする事由によって、認定の有効期間が異なり、複数の事由に該当する場合における保育を必要とする事由・認定の有効期間は、保護者の該当する事由のうち、原則として認定の有効期間の短い方を適用します。なお、保育を必要とする事由に変更があった場合は、月単位で変更（更新）を行います。



認定の有効期間の詳細は、次ページ以降をご確認ください。

【保育を必要とする事由】

No.	保育を必要とする事由の区分 (保護者の状況)	保育を必要とする事由の内容 (当該事由により家庭において必要な保育が困難であること)
1	就労（自営業・内職を含む。）	1 か月において、労働することを常態とすること。 ※家庭内外で児童と離れて家事以外の労働をしており保育ができない場合です。
2	妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
3	疾病・障害 保護者の疾病・負傷又は心身障害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
4	介護・看護 同居の親族、長期間入院等をしている親族の介護又は看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。 ※「別居」の親族を常時介護又は看護していることにより、お子さんの保育ができない場合は、別途ご相談ください。
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
6	求職活動（起業の準備を含む。）	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
7	就学・職業訓練	①学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。 ②職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設の職業訓練、職業能力開発総合大学校の指導員訓練・職業訓練、又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。 ※上記の学校等を除く就学又は職業訓練を理由としてお子さんの保育ができない場合は、別途ご相談ください。
8	虐待のおそれ・DV 児童虐待のおそれ又は配偶者からの暴力（DV・家庭内暴力）	①児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。 ②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（①に該当する場合を除く。）。
9	育児休業 (教育・保育施設等を利用中の場合に限る。)	育児休業をする場合であって、子どもが教育・保育施設等を利用しており、育児休業の間に引き続き利用することが必要であると認められること。 利用中に下のお子さんの育児休業を取得する時(継続時)のみ可・新規入所は不可
10	市長が認める事由	上記の事由に類するものとして高知市が認める事由に該当すること。

3. 認定の有効期間

保育を必要とする場合は、認定の有効期間（保育を必要とする期間）についても認定します。

保育を必要とする事由ごとに認定の有効期間が決まっており、認定の有効期間が満了する場合は、施設の利用要件に該当する限り施設等の利用はできますが、無償化の給付はその有効期間内のみ受けることができます。

認定の有効期間は、保育を必要とする事由の変更などにより、変更後の事由で認められる有効期間へ変更（延長）することができます。

施設等利用給付認定		
認定区分	保育を必要とする事由	認定の有効期間

認定区分、保育を必要とする事由及び認定の有効期間の関連性は、次のとおりです。



【認定区分、保育を必要とする事由及び認定の有効期間の関連性】

No.	保育を必要とする事由	認定区分	認定の有効期間	備 考
1	就労 (自営業・内職を含む)	2号	小学校就学の始期に達するまで	就労している期間に限る
		3号	3歳の誕生日の前々日まで	退職した場合は求職活動事由等への変更が必要
2-1	妊娠・出産 (産前産後2か月間)	2号 3号	産後2か月まで ※生後2か月となる日(誕生月の2か月後の誕生日と同じ日にちの前日)の属する月の末日まで	産前産後2か月を含む月単位の期間
2-2	妊娠・出産 (産前産後3～6か月間)	2号 3号	産後6か月まで ※生後6か月となる日(誕生月の6か月後の誕生日と同じ日にちの前日)の属する月の末日まで	産前産後6か月を含む月単位の期間 ※認定事由は「市長が認める事由」
3	疾病・障害 (保護者の疾病・負傷又は心身障害)	2号 3号	①障害者手帳等の有効期日付が属する月の末日まで 又は ②診断書の治療期間の終了日が属する月の末日まで	/
4	介護・看護 (同居の親族、長期間入院等をしている親族の介護又は看護)	2号 3号		
5	災害復旧	2号	小学校就学の始期に達するまで	復旧に必要な期間
		3号	3歳の誕生日の前々日まで	
6	求職活動 (起業の準備を含む)	2号 3号	(求職活動開始後) 90日(3か月)を経過する日が属する月の末日まで	1回に限り更新が可能 (3か月延長)
7	就学・職業訓練	2号 3号	①卒業予定日が属する月の末日まで 又は ②修了予定日が属する月の末日まで	保育を必要とする状況に応じて認定
8	虐待のおそれ・DV	2号	小学校就学の始期に達するまで	保育を必要とする状況に応じて認定
		3号	3歳の誕生日の前々日まで	保育を必要とする期間に限る
9	育児休業 (教育・保育施設等を利用中の場合に限り)	2号 3号	育児休業の対象児童が満1歳に達する日の属する年度の末日まで	教育・保育施設を利用している児童に限る
10	市長が認める事由	2号 3号	保育を必要とする事由として認めた事情を勘案して市長がその都度定める期間	保育を必要とする状況に応じて認定 保育を必要とする期間に限る



他の認定事由への変更により、変更後の事由での有効期間に変更となります。

※「疾病・障害」又は「介護・看護」事由の場合は、障害者手帳等の有効期日の更新で有効期間が変更となります。

3 施設等利用給付認定の申請

認定の申請は、原則として、高知市に実際に居住し住民登録をしている世帯が対象です。
なお、転入予定の場合でも認定申請はできますが、認定希望日時点で高知市に住民登録がある方に限ります。
(例：4月1日認定を希望する場合→4月1日までに高知市に住民登録をしていること。)



施設等利用給付認定を受けていないお子さんは、無償化の給付対象となりません。

申請書の受理日より前の日に遡って認定を受けることはできませんので、必ず認定希望日の前に認定の申請をしてください。

1. 認定の申請に必要な書類

施設等利用給付認定の申請に必要な書類は、施設等利用給付認定の審査に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りが無いことをご確認の上、提出してください。

なお、虚偽の記載や不正な書類の提出があった場合は、施設等利用給付認定の取消しを行いますのでご注意ください。

提出いただいた各書類は、施設等の利用給付に関する事務以外の目的には使用いたしません。

認定の申請に必要な書類
(本案内の内容をよく読み、必要な書類をご準備ください。)

① すべての世帯で必要となる書類

お子さん一人ひとりに必要です。

+

② 世帯の状況に応じて必要となる書類

ひとり親世帯等のお子さんの申請の場合などに必要です。

+

③ 保育の必要性を証明する書類

2号・3号認定の場合

父母いずれもが必要です。

※認定の申請に必要な書類の記入は、鉛筆又は消せるボールペンを使用しないでください。

① すべての世帯で必要となる書類

必 要 な 書 類	必 要 部 数
施設等利用給付認定申請書	お子さんごとに1部（とじこみ1枚目）
2号・3号認定を申請する場合 保育の必要性を証明する書類（次ページ参照）	世帯で1部（父母ともに1部ずつ必要）

② 世帯の状況に応じて必要となる書類

2人以上同時に申請する場合は、弟妹児の添付書類は省略可能です。
その際は、上のお子さんの申請書に添付してください。

対象者(世帯)	必要な添付書類(写し可)	備 考
ひとり親世帯	ひとり親（未婚・離婚・死別等）であることが分かる戸籍謄本又は戸籍抄本の原本又は写し	保育幼稚園課，子育て給付課等に提出済み場合は省略することができます。
離婚調停中・離婚裁判中の世帯	離婚調停中又は離婚裁判中であることが分かる書類の写し	
DVから避難されている方	保護命令等の写し	
高知市に転入された方等 (令和5年1月2日以降の転入)	市区町村民税が非課税世帯であることを確認するため、市区町村民税の課税証明書が必要になる場合があります。 ※個人番号(マイナンバー)による情報照会の手続きにより、必要となる課税情報を収集するために関係機関へ照会を行い、確認できないときに必要になります。	該当する方は別途連絡します。

施設等利用給付認定(2号認定・3号認定)を申請する場合

③ 保育の必要性を証明する書類

2人以上同時に申請する場合は、弟妹児の添付書類は省略可能です。
その際は、上のお子さんの申請書に添付してください。

父母の状況 (保育を必要とする事由)			必要な添付書類 (保育の必要性を証明する書類)		補足説明	
就労 ※注1	居宅外労働	就労中 内 定	☐ 就労証明書 <綴じ込み>		復職予定・採用予定の場合は、復職又は就労開始後1か月以内に「復職・採用証明書<綴じ込み>」の提出が必要です。 【記入者】雇用主	
		産休明け 育休明け	☐ 就労証明書 <綴じ込み> ※復職(職場復帰)予定日の記載が必要			
	自営業 内 職	自営業 中心者	☐ 就労証明書 <綴じ込み> + ☐ 自営業の証明【※注2】 (営業の確認ができる書類の写し)		自営業の証明は、次のいずれか1点の写しの提出が必要です。 ●営業許可証 ●登記事項証明書 ●開業届 ●その他の書類 【記入者】 自営業 中心者	
		自営業 協力者	☐ 就労証明書 <綴じ込み>		発行日(証明日)から3か月以内のものがが必要です。	
妊娠・出産			☐ 母子健康手帳の写し		表紙及び出産(分娩)予定日の記載されたページが必要です。	
疾病・障害 保護者の疾病・負傷又は心身障害			☐ 診断書 <綴じ込み> ☐ 障害者手帳等の写し のいずれか(1点)		診断書は高知市保育幼稚園課指定の様式です。 障害者手帳等は、氏名、障害等級及び有効期限の記載された部分が必要です。 障害者手帳等の写しを添付の場合は、障害名・等級の内容によって、診断書の提出が必要です。	
介護・看護 同居の親族、長期間入院等をして いる親族の介護又は看護			☐ 要介護・要看護者の診断書 <綴じ込み> ☐ 障害者手帳等の写し のいずれか(1点) + ☐ 介護(看護)状況確認書 <綴じ込み>		※診断書が必要な場合 【疾病・障害】身体障害者手帳 5級～7級 【介護・看護】身体障害者手帳 4級～7級 介護認定要支援 1・2	
就学・職業訓練			☐ 学生証(在学証明)等 ☐ 受講指示(決定)書等 ※職業訓練の場合 のいずれかの写し(1点) + ☐ カリキュラム等の写し		在学期間又は受講期間が分かる書類が必要です。 カリキュラム等の写しは、就学時間の分かる書類が必要です。	
求職活動(起業準備を含む)			☐ 求職活動申立書 <綴じ込み>			
災害復旧			☐ 罹災証明書等の写し			

※注1 就労者自身が事業所(法人)の代表者又は経営者である場合は、事業所の経営規模や業態にかかわらず「自営業中心者」となり、営業の確認ができる書類の写しが必要です。また、親族が代表者又は経営者である事業所にお勤めの場合は、「自営業協力者」となります。

※注2 **自営業の証明(営業の確認ができる書類の写し)**は、次のものが該当します。

① 営業許可証

② 開業届

③ 登記事項証明書

④ その他の書類

営業の確認ができる書類に該当します。	営業の確認ができる書類に該当しません。
●所得税の確定申告書・市区町村民税の申告書 ●収支明細書・収支精算書 ●官公庁が発行した証明書・許可書・登録証・認定書 ●官公庁への営業に関する届出 ●業種に関する登録証(書)・許可書・会員証・資格証明 ●業務の請負に関する契約書・業務委託契約書・収入伝票・ 売上伝票等の収入に関するもの	●名刺・封筒 ●チラシ・パンフレット等の印刷物・広告物 ●仕入伝票・納品書・請求書・領収書等の支出(経費) に関するもの ●その他、営業の確認ができるものと判断できないもの 左欄の書類をご準備ください。

就労を理由に施設等利用給付認定を申請される方へ

申込みに必要となる**就労証明書**は、お勤め先(会社等)によっては、1週間以上の日数を要する場合がありますので、早めに準備を始めるようお願いします。

4 施設等利用給付認定を受けた後の注意事項

施設等利用給付認定を受けている場合は、提出された申請書の記載内容に変更が生じたときや、その他家庭や生活の状況に変更があったときは、手続きに必要な書類を準備し、保育幼稚園課へ変更の申請・届出を行ってください。

1. 施設等利用給付認定の有効期間と家庭状況・認定内容の変更

施設等利用給付認定（2号認定・3号認定）の有効期間は、保育を必要とする事由によって異なり、保育を必要とする事由ごとに定められている有効期間までとなります。（詳しくは、4ページを参照してください。）

認定の有効期間が満了する場合は、施設の利用要件に該当する限り施設や事業の利用はできますが、無償化の給付を受けることはできませんので、引き続き無償化給付を希望されるときは、有効期限が切れるまでに必要な手続きを行ってください。（有効期間の満了前に通知します。）

また、家庭状況や、認定の内容（施設等利用給付認定の保育を必要とする事由等）などに変更があった場合又は変更を希望する場合は、速やかに必要な手続きを行ってください。

※認定は月単位で行いますので、認定の変更は、原則として最短で申請書の受理日の翌月からとなります。

施設等利用給付認定の認定区分を変更する場合

施設等利用給付認定の「1号認定」を受けて幼稚園を利用している場合で、預かり保育事業の利用のための無償化の給付を受けるために「2号認定」又は「3号認定」に変更したいときは、必ず認定変更の希望日（預かり保育事業の利用開始日）の前に手続きをしてください。

保育の必要性を考慮し、必要に応じて申請書の受理日から認定の変更を行います。

なお、申請書の受理日より前の日に遡って認定することはできませんのでご注意ください。

2. 現況届（保育を必要とする事由等の届出）

施設等利用給付認定を受けている児童のすべての家庭を対象に、年1回「現況届」を提出していただきます。

この現況届は、保育を必要とする状況を届け出てもらい、世帯の状況（家庭状況）や、保育の必要性などの「現況」を確認するためのものです。

※現況届の提出がない場合は、認定を取り消す場合がありますので、指定された期限内に必ず提出してください。

毎年1回
6月実施
(予定)
別途お知らせします

3. 認定の取消し

認定申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は不正な行為があった場合は、施設等利用給付認定を取り消します。

また、保育を必要とする事由が消滅した場合は、原則として施設等利用給付認定(1号認定を除く)を取り消します。

高知市外の市区町村へ転出した場合は、高知市での認定は取消しとなりますのでご注意ください。

高知市外へ 転出する場合	必要な 手続き	「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更申請書（兼変更届）」にて認定取消し の手続きを行ってください。
	転出後の 認定希望	<u>転出先の市区町村の認定が必要となります。</u> ※ 転出先の市区町村で教育・保育給付認定の申請手続きを行ってください。

5 施設等の利用に係る無償化給付

施設等利用給付認定を受けたお子さんが対象となる施設・事業を利用した場合、施設に支払った保育料（利用料）について、請求手続きを行うことにより上限額の範囲内で給付を受けることができます。（月額上限あり）

1. 無償化給付の上限額

保育料の無償化給付には、月額上限があります。
無償化給付の上限額は、利用する施設・事業や、お子さんの年齢（クラス年齢）によって異なります。

利用施設・事業		幼稚園（私学助成幼稚園・国立大学附属幼稚園・特別支援学校幼稚部）		無償化上限額 （月額）	備 考
保育料等		対 象 者	認定区分		
入園料 保育料	私学助成幼稚園	満3～5歳児	1号認定 （新1号認定）	25,700円	—
	国立大学附属幼稚園			8,700円	
	特別支援学校幼稚部			400円	
預かり保育料		3～5歳児	2号認定 （新2号認定）	利用日数に応じて 上限 11,300円	無償化上限額は、1か月の利用日数に応じて変動します。 ※無償化上限額：450円×利用日数
		満3歳児 （市区町村民税非課税世帯）	3号認定 （新3号認定）	利用日数に応じて 上限 16,300円	

※通園送迎費・給食費・行事費・延長保育料等は無償化の対象外です。

利用施設・事業		認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）		無償化上限額 （月額）	備 考
保育料等	対 象 者	クラス年齢	認定区分		
保育料 利用料	3～5歳児		2号認定 （新2号認定）	37,000円	●無償化対象施設は、高知市保育幼稚園課のホームページにてご確認ください。 ●認可外保育施設等のサービスを複数利用している場合、利用料の合計が上限額に達するまで無償です。 ●認可保育施設や一定水準以上（1日8時間又は年間200日以上）の預かり保育事業を実施している幼稚園を併用している場合、認可外保育施設等の保育料は無償化の対象外となります。
	0～2歳児 （市区町村民税非課税世帯）		3号認定 （新3号認定）	42,000円	

※給食費・その他実費分は無償化の対象外です。

2. 無償化給付の請求に必要な書類及び提出先

2号認定・3号認定 の場合が対象
(新2号認定) (新3号認定)

保育料の無償化給付の請求手続きに必要な書類や提出先等は、次のとおりです。

利用施設・事業 幼稚園・認定こども園の預かり保育

請求に必要な書類	提出先
① 施設等利用費請求書(償還払い用) ※幼稚園・認定こども園の預かり保育事業の請求様式 ② 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書 ③ 振込先を確認できる通帳の写し等 (初回請求時及び振込先変更時のみ)	利用(在籍)している施設 ※ 請求書の様式は、利用施設でお受け取りください。 (高知市保育幼稚園課のホームページからもダウンロード可) ※ 領収証兼提供証明書は、利用施設から発行されます。 請求時に原本を提出してください。

【給付上限額】 預かり保育：日額450円×利用日数（月額上限額…施設等利用給付認定2号：11,300円, 同3号：16,300円）

利用施設・事業 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業

請求に必要な書類	提出先
① 施設等利用費請求書(償還払い用) ※認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の請求様式 ② 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書 ③ 振込先を確認できる通帳の写し等 (初回請求時及び振込先変更時のみ)	高知市保育幼稚園課（郵送可） ※ 請求書の様式は、利用施設でお受け取りください。 (高知市保育幼稚園課のホームページからもダウンロード可) ※ 領収証兼提供証明書は、利用施設から発行されます。 請求時に原本を提出してください。

【給付上限額】 施設等利用給付認定2号：37,000円, 同3号：42,000円
※ 複数利用の場合は、利用額の合計額に対する上限額となります。

！ 令和6年10月から指導監督基準を満たさない認可外保育施設は無償化の対象外となります。

無償化給付の対象になる認可外保育施設をご確認ください。



利用施設・事業 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)

請求に必要な書類	提出先
① 施設等利用費請求書(償還払い用) ※認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の請求様式 ② 援助活動記録(依頼会員用) ③ 振込先を確認できる通帳の写し等 (初回請求時及び振込先変更時のみ)	高知市保育幼稚園課（郵送可） ※ 請求書の様式は、ファミリーサポートセンターでお受け取りください。 (高知市保育幼稚園課のホームページからもダウンロード可) ※ 援助活動記録(依頼会員用)は援助会員が発行します。 請求時に原本を提出してください。

【給付上限額】 施設等利用給付認定2号：37,000円, 同3号：42,000円 ※ 複数利用の場合は、利用額の合計額に対する上限額となります。

3. 給付(償還払い)スケジュール

令和6年度の給付（償還払い）は、次の4回となります。
請求書受付期日までに提出された請求書類について審査し、不備等がなければ、各給付月に指定された振込先口座へお支払いします。

支払回数	請求書受付期日【※】	支払月
1回目	令和6年 4月末日	令和6年 6月
2回目	令和6年 7月末日	令和6年 9月
3回目	令和6年 10月末日	令和6年 12月
4回目	令和7年 1月末日	令和7年 3月

※請求書受付期日の末日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、直前の開庁日が期日となります。(郵送の場合は期日必着)

重要
必ずお読み
ください

利用される認可外保育施設が 幼児教育・保育の無償化の 対象施設であるかご確認ください

現在、無償化対象施設となるための届出があったすべての認可外保育施設が幼児教育・保育の無償化の対象となっていますが、令和6年9月30日をもって5年間の無償化経過措置期間が終了します。

令和6年10月1日時点で認可外保育施設指導監督基準を満たしていない施設は、令和6年10月以降、無償化の対象外となります。

認可外保育施設指導監督基準を満たしている施設は、引き続き無償化の対象となります

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設は、高知市に届出を行い、かつ、児童の安全確保等の観点から国が定める認可外保育施設指導監督基準を満たす必要がありますが、その基準を満たすための猶予期間として、令和6年9月末までの5年間の経過措置が設けられ、現在は届出があった全ての認可外保育施設が無償化の対象です。

令和6年10月から
指導監督基準を満たさない認可外保育施設は
幼児教育・保育の無償化の**対象外**となります

現在
すべての
認可外保育施設が**対象**
令和6年9月まで

**令和6年
10月～** 指導監督基準を
満たした施設のみが**対象**

認可外保育施設指導監督基準を満たした施設の確認方法



高知市ホームページでの確認

こちらの二次元コードからご確認ください



参考
情報



高知市内の認可保育所等の
保育施設の入所申込みはこちら

記入例・記入方法

(市記入欄)
児童No.

施設等利用給付認定申請書

(私学助成・国立大学附属幼稚園, 認可外保育施設等利用者用)

高知市長 様

【申請に当たっての同意事項】

- 高知市が、施設等利用給付認定の審査のために、子ども・子育て支援法第16条（第30条の3において準用する場合を含む。）により、必要な情報（地方税関係情報等）について、住民基本台帳、課税台帳その他公簿等を確認する（個人番号を用いた情報連携を含む。）ことと他の行政機関等に必要な資料の提供を求めることがあります。
- 高知市が、施設等利用給付認定の審査のために、申請児童の保護者の雇用主等の関係者に照会を行うことがあります。
- 教育・保育の運営上必要と認められる情報を施設・事業者提供又は通知することがあります。
- 子育てのための施設等利用給付は、給付認定保護者に代わり、利用する施設・事業者が受領することがあります。
- 新年度4月認定開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日にかかわらず、最長で認定開始の前日まで審査結果の通知を延期する場合があります。
- 申請内容に虚偽（提出書類の偽造、改ざん等を含む。）があった場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

押印は
不要です

児童との続柄

記入日：令和 年 月 日

申請者（保護者）氏名： (母)

申請児童	フリガナ	◆◆◆◆ ◆◆◆◆										性別	(男)・女	生年月日	平成	年	月	日	令和6年 4月1日 時点の年齢	3 歳
	氏名	●●●● ●●●●																		
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0				1	2				
現住所	〒 ■■■ - ■■■■ 高知市●●町●番●号												自宅	088 - 123 - 4567						
転居予定・ 転入先住所	〒 - 転入時期：令和 年 月 日頃予定												高知市外の市区町村からの転入の場合は、転入時期を必ず記入してください。 転居先・転入先が決まっている場合は、その住所を記入してください。							
※予定がある場合のみ 高知市																				

1 施設利用(予定)状況

① 幼稚園・特別支援学校幼稚部を利用している(予定を含む。)方

施設名	◆◆◆◆ 幼稚園	認定希望日 ※注1	令和 年 月 日	預かり保育事業 利用の有無	☒ 利用する ☐ 利用しない
-----	----------	--------------	----------	------------------	--

※注1 申請日(高知市が申請書等を受理した日)より前の日に遡って認定を受けることはできません。

② 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業を利用している(予定を含む。)方

施設名	認定希望日 ※注1	令和 年 月 日	サービスの種類	☐ 認可外 ☐ 一時預かり ☐ 病児保育 ☐ 子育て援助活動
施設名	認定希望日 ※注1	令和 年 月 日	サービスの種類	☐ 認可外 ☐ 一時預かり ☐ 病児保育 ☐ 子育て援助活動

※注1 申請日(高知市が申請書等を受理した日)より前の日に遡って認定を受けることはできません。

2 申請する認定区分

認定 区分	☐ 1号：認定希望日現在で、満3歳に達している児童（次の2号・3号に該当しない児童） ☒ 2号：認定希望日時点で、3歳～5歳児クラスで、保育を必要とする事由（就労等）がある児童 ☐ 3号：認定希望日時点で、0歳～2歳・満3歳児クラスで、保育を必要とする事由（就労等）がある市区町村住民税非課税世帯の児童			
	※ 3号に該当する場合は、次の欄に必要事項を記入してください。			
	令和5年 1月1日 時点の住所	☐ 高知市内在住 ☐ 高知市外 都・道 府・県 都・道 府・県 住所： 都・道 府・県 該当者： 父・母・その他（ ）※注2 (保護者)	令和6年 1月1日 時点の住所	☐ 高知市内在住 ☐ 高知市外 都・道 府・県 都・道 府・県 住所： 都・道 府・県 該当者： 父・母・その他（ ）※注2 (保護者)
	※ 令和6年度 4月～8月 認定希望時 に記入		※ 令和6年度 9月～3月 認定希望時 に記入	

父又は母、父母が1月1日に高知市外に居住の場合は、必ず市区町村名を記入してください。

3 家庭状況 ※ 同居・別居にかかわらず、申請児童の父母(保護者)及び兄弟姉妹等について記入し、該当するものに☑を付けてください。

児童との続柄	フリガナ	氏名	生年月日	勤務先・学校・保育施設名等	同居・別居 ※注3
父	◆◆◆◆●●●●	昭和・平成 ◆年◆月◆日	株式会社●●●●	☒ 同居 ☐ 別居	
個人番号	234567890123				
母	◆◆◆◆■●■●	昭和・平成 ■年■月■日	株式会社■●■●	☒ 同居 ☐ 別居	
個人番号	345678901234				
兄	◆◆◆◆▲▲▲▲	昭和平成令和 ▲年▲月▲日	◆◆大学	☐ 同居 ☒ 別居	
個人番号	456789012345				
姉	◆◆◆◆◆■▲	昭和平成令和 ◆年■月▲日	▲▲小学校	☒ 同居 ☐ 別居	
個人番号	567890123456				
		昭和・平成・令和 年 月 日	通っている学校名や保育施設名等を必ず記入してください。	☐ 同居 ☐ 別居	
個人番号					

※注3 住民登録上の世帯にかかわらず、同一住所に居住している場合は、同居となります。

【父母の状況】 ※ 該当するものに☑を付け、必要事項を記入してください。

ふたり親家庭	☒ 同居 ☐ 別居（単身赴任等による別居） ☐ 別居（離婚前提の別居）	必要な添付書類(提出済みの場合は、省略可)		
		該当する状況に☑を付けてください。 ひとり親家庭に該当する場合は、戸籍謄本等の必要書類を添付してください。		
ひとり親家庭	☐ 未婚（婚姻歴がない場合） ☐ 離婚 年 月 ☐ 死亡 年 月 ☐ 離婚調停中・離婚裁判中 ☐ DV避難 ☐ その他（	「戸籍謄本」又は母(父)の「戸籍抄本」の原本又は写し	未婚であることが分かるもの 離婚日が分かるもの 配偶者の死亡日が分かるもの	※ 既に提出済みの場合は、提出先を記入してください。 【提出先】 ☐ 保育幼稚園課 ☐ 子育て給付課（児童扶養手当関係） ☐ その他 課
		離婚調停中又は離婚裁判中であることが分かる書類の写し 保護命令等の写し		

表面の2の項目の認定区分が『2号』又は『3号』に該当する方は、次の項目へ必要事項を記入の上、必要書類を添付してください。

4 保育を必要とする事由

該当する事由に☑を付け、右欄に内容等を記入してください。
※ 出産予定のある方は、現在就労等の事由に該当する場合であっても、「妊娠・出産」の項目にも☑を付け、内容を記入してください。
※ 就労者自身が事業所（法人）の代表者又は経営者である場合は、事業所の経営規模や業態にかかわらず「自営業中心者」となり、営業の確認ができる書類の写しが必要です。
6ページ参照
「自営業中心者」の取扱いにご注意ください。

事由	父親	事由	母親	必要な添付書類(父母共に必要)
☒ 就労	勤務先：株式会社●●●● 就労状況：平成・令和 ●年●月●日から ☒ 就労中 ☐ 復職予定 ☐ 就労予定 (☐ 復職切上げ可)	☐ 就労	勤務先：株式会社■●■● 就労状況：平成・令和 ●年●月●日から ☐ 就労中 ☒ 復職予定 ☐ 就労予定 (☐ 復職切上げ可)	☐ 就労証明書 + ☐ 自営業の証明 ※ 自営業中心者の方は、自営業の証明(営業許可証等)が必要 ※ 育休明けの方は、職場復帰予定日の記載がある就労証明書が必要
		☐ 妊娠・出産	令和 年 月 日出産(予定) 出産後の育休取得予定： ☐ 有 ☐ 無	☐ 母子健康手帳の表紙及び出産(分娩)予定日の記載ページの写し
☐ 疾病・障害	疾病・障害名：	☐	出産予定のある方は、必ず☑を付け、母子健康手帳の写しを添付してください。(現在就労中の方も含みます。)	☐ 診断書 ☐ 障害者手帳等の写しのいずれか + ☐ 介護(看護)状況確認書(介護・看護事由のみ必要) ※ 障害者手帳等の写しは、氏名、障害等級及び有効期限の記載部分が必要 ※ 障害者手帳等の写しを添付の場合は、障害名・等級の内容により、診断書も必要
☐ 介護・看護	介(看)護対象者名： 疾病・障害名：	☐ 介護・看護	疾病・障害名：	
☐ 就学・職業訓練	学校名： 在学期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 就学状況 週 日 時 分から 時 分まで	☐ 就学・職業訓練	学校名： 在学期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 就学状況 週 日 時 分から 時 分まで	☐ 学生証(在学証明)等 ☐ 受講指示(決定)書等のいずれかの写し ※ 在学期間又は受講期間が分かる書類が必要 + ☐ カリキュラム等の写し ※ 就学時間の分かる書類が必要
☐ 求職活動	過去の職歴 ☐ あり：勤務先名() ☐ なし	☐ 求職活動	過去の職歴 ☐ あり：勤務先名() ☐ なし	☐ 求職活動申立書
☐ 災害復旧	従事期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	☐ 災害復旧	従事期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	☐ 罹災証明書等の写し

(市記入欄)
児童No.

施設等利用給付認定申請書

(私学助成・国立大学附属幼稚園, 認可外保育施設等利用者用)

高知市長 様

【申請に当たっての同意事項】

1

高知市が、施設等利用給付認定の審査のために、子ども・子育て支援法第16条（第30条の3において準用する場合を含む。）により、必要な情報（地方税関係情報等）について、住民基本台帳、課税台帳その他公簿等を確認する（個人番号を用いた情報連携を含む。）ことや他の行政機関等に必要な資料の提供を求めることがあります。

2

高知市が、施設等利用給付認定の審査のために、申請児童の保護者の雇用主等の関係者に照会を行うことがあります。

3

教育・保育の運営上必要と認められる情報を施設・事業者提供又は通知することがあります。

4

子育てのための施設等利用給付は、給付認定保護者に代わり、利用する施設・事業者が受領することがあります。

5

新年度4月認定開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日にかかわらず、最長で認定開始の前日まで審査結果の通知を延期する場合があります。

6

申請内容に虚偽（提出書類の偽造、改ざん等を含む。）があった場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

7

認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

記入日：令和 年 月 日

申請者（保護者）氏名： ()

児童との続柄

申請児童	フリガナ											性別	男・女	生年月日	平成・令和 年 月 日	令和6年4月1日時点の年齢	歳
	氏名																
	個人番号																
現住所	〒 -												電話番号 父 母	自宅		- -	
転居予定・転入先住所 ※予定がある場合のみ	〒 - 転入時期：令和 年 月 日頃予定													携帯	父	- -	
	高知市														母	- -	

1 施設利用(予定)状況

① 幼稚園・特別支援学校幼稚部を利用している(予定を含む。)方

施設名		認定希望日 ※注1	令和 年 月 日	預かり保育事業利用の有無	☐ 利用する ☐ 利用しない
-----	--	--------------	----------	--------------	---

※注1 申請日（高知市が申請書等を受理した日）より前の日に遡って認定を受けることはできません。

② 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業を利用している(予定を含む。)方

施設名		認定希望日 ※注1	令和 年 月 日	サービスの種類	☐ 認可外 ☐ 一時預かり ☐ 病児保育 ☐ 子育て援助活動
施設名		認定希望日 ※注1	令和 年 月 日	サービスの種類	☐ 認可外 ☐ 一時預かり ☐ 病児保育 ☐ 子育て援助活動

※注1 申請日（高知市が申請書等を受理した日）より前の日に遡って認定を受けることはできません。

2 申請する認定区分

認定区分	☐ 1号：認定希望日現在で、満3歳に達している児童（次の2号・3号に該当しない児童）					
	☐ 2号：認定希望日時点で、3歳～5歳児クラスで、保育を必要とする事由（就労等）がある児童					
	☐ 3号：認定希望日時点で、0歳～2歳・満3歳児クラスで、保育を必要とする事由（就労等）がある市区町村民税非課税世帯の児童					
	※ 3号に該当する場合は、次の欄に必要事項を記入してください。					
	令和5年1月1日時点の住所 ※ 令和6年度4月～8月認定希望時に記入	☐ 高知市内在住 ☐ 高知市外 都・道 府・県 住所： 都・道 府・県 該当者： 父・母・その他（ ）※注2		令和6年1月1日時点の住所 ※ 令和6年度9月～3月認定希望時に記入	☐ 高知市内在住 ☐ 高知市外 都・道 府・県 住所： 都・道 府・県 該当者： 父・母・その他（ ）※注2	

※注2 保護者の一方のみが市外住民であった場合も、該当の方についての記載が必要です。

3 家庭状況 ※ 同居・別居にかかわらず、申請児童の父母(保護者)及び兄弟姉妹等について記入し、該当するものに☑を付けてください。

児童との続柄	フリガナ	生年月日	勤務先・学校・保育施設名等	同居・別居 ※注3
	氏名			
父		昭和・平成 年 月 日		☐ 同居 ☐ 別居
	個人番号			
母		昭和・平成 年 月 日		☐ 同居 ☐ 別居
	個人番号			
		昭和・平成・令和 年 月 日		☐ 同居 ☐ 別居
	個人番号			
		昭和・平成・令和 年 月 日		☐ 同居 ☐ 別居
	個人番号			
		昭和・平成・令和 年 月 日		☐ 同居 ☐ 別居
	個人番号			

※注3 住民登録上の世帯にかかわらず、同一住所に居住している場合は、同居となります。

【父母の状況】 ※ 該当するものに☑を付け、必要事項を記入してください。

ふたり親家庭	☐ 同居	必要な添付書類(提出済みの場合は、省略可)		
	☐ 別居(単身赴任等による別居)			
	☐ 別居(離婚前提の別居)			
ひとり親家庭	☐ 未婚(婚姻歴がない場合)	「戸籍謄本」又は母(父)の「戸籍抄本」の原本又は写し	未婚であることが分かるもの	※ 既に提出済みの場合は、提出先を記入してください。 【提出先】 ☐ 保育幼稚園課 ☐ 子育て給付課(児童扶養手当関係) ☐ その他 _____ 課
	☐ 離婚 年 月		離婚日が分かるもの	
	☐ 死亡 年 月		配偶者の死亡日が分かるもの	
	☐ 離婚調停中・離婚裁判中	離婚調停中又は離婚裁判中であることが分かる書類の写し		
	☐ DV避難	保護命令等の写し		
	☐ その他()			

表面の2の項目の認定区分が『2号』又は『3号』に該当する方は、次の項目へ必要事項を記入の上、必要書類を添付してください。

4 保育を必要とする事由

該当する事由に☑を付け、右欄に内容等を記入してください。

保育を必要とする事由に応じた必要書類を添付してください。

※ 出産予定のある方は、現在就労等の事由に該当する場合であっても、「妊娠・出産」の項目にも☑を付け、内容を記入してください。
※ 就労者自身が事業所(法人)の代表者又は経営者である場合は、事業所の経営規模や業態にかかわらず「自営業中心者」となり、営業の確認ができる書類の写しが必要です。

事由	父親	事由	母親	必要な添付書類(父母共に必要)
☐ 就労	勤務先： 就労状況：平成・令和 年 月 日から ☐ 就労中 ☐ 復職予定 ☐ 就労予定 (☐ 復職切上げ可)	☐ 就労	勤務先： 就労状況：平成・令和 年 月 日から ☐ 就労中 ☐ 復職予定 ☐ 就労予定 (☐ 復職切上げ可)	☐ 就労証明書 ＋ ☐ 自営業の証明 ※ 自営業中心者の方は、自営業の証明(営業許可証等)が必要 ※ 育休明けの方は、職場復帰予定日の記載がある就労証明書が必要
		☐ 妊娠・出産	令和 年 月 日出産(予定) 出産後の育休取得予定： ☐ 有 ☐ 無	☐ 母子健康手帳の表紙及び出産(分娩)予定日の記載ページの写し
☐ 疾病・障害	疾病・障害名：	☐ 疾病・障害	疾病・障害名：	☐ 診断書 ☐ 障害者手帳等の写しのいずれか ＋ ☐ 介護(看護)状況確認書(介護・看護事由のみ必要) ※ 障害者手帳等の写しは、氏名、障害等級及び有効期限の記載部分が必要 ※ 障害者手帳等の写しを添付の場合は、障害名・等級の内容により、診断書も必要
☐ 介護・看護	介(看)護対象者名：	☐ 介護・看護	介(看)護対象者名：	
	疾病・障害名：		疾病・障害名：	
☐ 就学・職業訓練	学校名： 在学期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 就学状況 週 日 時 分から 時 分まで	☐ 就学・職業訓練	学校名： 在学期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 就学状況 週 日 時 分から 時 分まで	☐ 学生証(在学証明)等 ☐ 受講指示(決定)書等のいずれかの写し ※ 在学期間又は受講期間が分かる書類が必要 ＋ ☐ カリキュラム等の写し ※ 就学時間の分かる書類が必要
☐ 求職活動	過去の職歴 ☐ あり：勤務先名() ☐ なし	☐ 求職活動	過去の職歴 ☐ あり：勤務先名() ☐ なし	☐ 求職活動申立書
☐ 災害復旧	従事期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	☐ 災害復旧	従事期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	☐ 罹災証明書等の写し